

1月24日からの積雪・低温などによる農業被害に係る復旧支援を求める意見書

本県においては、農業が基幹産業であり、温暖な気候や地域の特性などを最大限に活用し、露地野菜などの生産振興を図っているところである。

このような中、本年1月24日から25日にかけて、県内各地で観測史上最低の気温を記録するなど、近年にない厳しい寒波に見舞われた。この寒波による積雪・低温により、南薩地域の豆類や大隅地域のばれいしょなどの野菜類、北薩地域や始良・伊佐地域のビニールハウスなどの農業生産施設に甚大な被害が生じている。

特に、野菜類の被害が大部分を占めており、収入が見込めなくなった被災農業者は、営農資金の調達にも苦慮しており、今後の営農継続が危ぶまれるところである。

よって、国におかれては、被災施設の早期復旧や被災農業者の経営再建が図られるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災農業者が営農継続に必要な農業施設の復旧に係る支援を受けられるよう「被災農業者向け経営体育成支援事業」を実施するとともに、同事業の補助率を現行の3/10以内から1/2以内に引き上げること。
- 2 被災農業者を「被災農業者特別利子助成事業」及び「農業信用保証保険基盤強化事業(被災農業者支援対策)」の対象者とする事。
- 3 被災農業者の再生産を支援する施策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月19日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣